

動植物検疫と試験研究活動

農林水産省消費・安全局植物防疫課

松崎 晃 (まつざき あきら)

はじめに

動植物検疫は、海外からの疾病・病害虫の侵入を防止することを目的として、輸入される農畜産物を対象に検査を実施している。動植物検疫については、農畜産物を輸入する場合や海外旅行から帰国する場合以外では、あまり意識することはないかもしれないが、試験研究活動において動植物検疫を考慮していただかなければならない場合もある。

本稿では、動植物検疫の概要を説明したうえで、試験研究用に動植物または疾病・病害虫を輸入する場合の留意点について解説することとしたい。

I 植物検疫

1 植物検疫の概要

植物検疫に関しては、農林水産省植物防疫所が植物の病害虫が海外から侵入することを防ぐための「輸入検疫」、諸外国の要求に対応する「輸出検疫」、そして国内の病害虫対策を講じる「国内検疫」と国内外に向けて検疫を行っている。

このうち、試験研究活動において留意していただきたいのは、「輸入検疫」と「輸出検疫」である。

(1) 輸入検疫

植物に有害な病害虫が、海外から輸入される植物に付着して日本に侵入することを防ぐため、輸入検疫が行われている。

侵入を防止すべき病害虫は、万が一侵入した場合の危険度に応じて病害虫が付着する危険性のある植物とその病害虫の発生国により規制の内容を定め、病害虫の侵入を防止している。本稿では、この植物を輸入時の取り扱いの違いにより「輸入禁止品」、「輸入検査品」、「検査不要品」の三つに分類して解説する。

1) 輸入禁止品

万一侵入した場合、農業生産への大きな被害が予想され、かつ輸入検査では的確な侵入防止が困難な病害虫に対しては、その病害虫が発生している国(地域)からの、その病害虫が付着するおそれのある植物の輸入を禁止している。また、生きている病害虫そのものや土壌も輸入禁止品である。

2) 輸入検査品

輸入禁止品に該当しない植物であれば、輸入時に検査を行い、有害な病害虫が付着していないことを確認した後に入力が可能となる。

輸入検査品は苗木、切り花、球根、種子、果実、穀類豆類、木材、香辛料や漢方薬の原料、というように多種多様であるが、数量の大小や商業用・個人用を問わず検査が必要となる。

3) 検査不要品

植物であっても木工品や製茶等の高度な加工がなされ、病害虫が付着するおそれのないものは、輸入時の検査は不要となる。

(2) 輸出検疫

日本から輸出される植物に輸出相手国が指定する病害虫の付着がないか、相手国の要求に即した消毒が実施されているかについて検査している。植物や輸入国の組合せによっては、栽培中の検疫を求められる場合もある。

2 試験研究用試料の取り扱い

(1) 輸入手続き

試験研究用試料の輸入手続きは、その試料が「輸入禁止品」、「輸入検査品」あるいは「検査不要品」のいずれであるかによって異なるので、まずは輸入しようとする試料がどれに該当するかを確認する必要がある。

これは植物防疫所ホームページや植物防疫所への電話照会で確認できるので、お気軽に照会いただきたい。

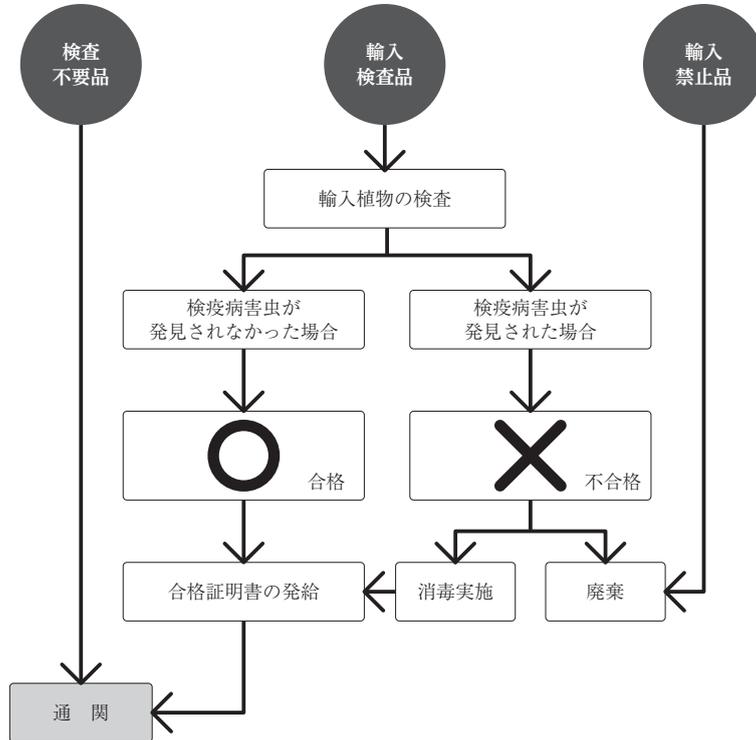


図-1 輸入検査の流れ

なお、確認する際には、輸入したい試料そのものに加え、これに付随して輸入される材料（天敵昆虫の輸入に付随して餌や寄主となる昆虫を輸入する場合や、培地として土壌を用いる場合等）があれば、これも併せて照会する必要があるので、ご注意ください（図-1）。

1) 輸入検査品の場合

輸入したい試料が「輸入検査品」であった場合には、以下の手続が必要になる。

(i) 輸出国植物防疫機関において、輸出検査を受けて植物検疫証明書（Phytosanitary certificate）を取得する。なお、植物と輸出国の組合せによっては、輸出国において栽培地検査や精密検定を行い、その旨を植物検疫証明書に追記してもらう必要がある。

(ii) 試験研究用試料を輸入した際に、植物検疫証明書を添えて輸入した空海港にある植物防疫所に輸入検査申請を行う。なお、国際郵便で輸入した場合には、輸入検査申請は日本郵便株式会社が行うことになる。

(iii) 輸入検査の結果、輸入禁止品や検疫有害動植物（植物検疫規制対象となる病害虫）がないと認められた場合には、検査合格となり、輸入が認められる。

(vi) なお、国際郵便で輸入された場合、以下の事例は輸入検査が行われることなく、手元に荷口が届けられ



図-2 植物検査合格証印

た可能性が高いので、最寄りの植物防疫所に連絡のうえ、輸入検査を受けていただきたい。

i) 郵便の外装に「植物検査合格証印」（図-2）が押されていない。

ii) 同封された植物検疫証明書が残っている（輸入検査時に植物防疫所が回収するため）。

2) 輸入禁止品の場合

輸入したい試料が「輸入禁止品」であった場合には、輸入ができない。ただし、試験研究用など、法令に定め

られた用途に限り農林水産大臣の輸入許可により輸入できる場合がある。輸入許可を得るためには以下の手続が必要になる（図-3）。

(i) 輸入許可を得ようとする者は、その者の住所地为管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に輸入禁止品輸入許可申請書を提出する。

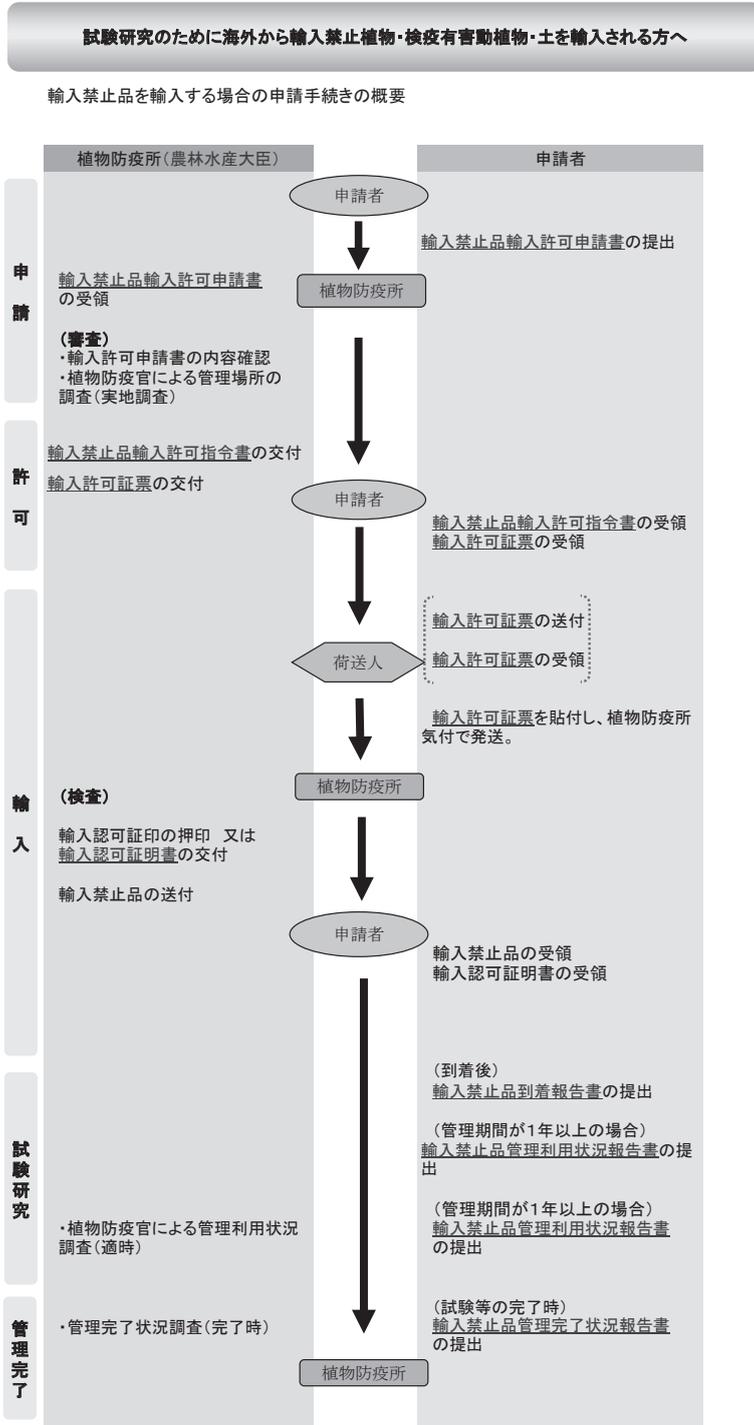


図-3 輸入禁止品の輸入申請手続きの流れ

(ii) 植物防疫所長が輸入目的、管理方法、試験施設等を審査したうえで、輸入禁止品の輸入を許可することを適当と認めた場合には、農林水産大臣名で輸入の方法、輸入後の管理方法その他必要な条件を付した輸入禁止品輸入許可指令書により輸入を許可する旨申請者に通知するとともに、輸入許可証票を1梱包当たり2枚ずつ

交付する。

(iii) 輸入許可証票の交付を受けた者は、これを発送人に送付し、当該輸入禁止品の容器包装の外装に表面を1枚(白色)、裏面を1枚(黄色)添付して発送する(図-4)。なお、送り先は許可を取得した植物防疫所気付とする必要がある。

輸入許可証票 (植物防疫法施行規則第3号様式) について

(表)

IMPORT CERTIFICATE

Import Permit No. ○○○○

Date of Issue: ○○○○

This is to certify that the undemtioned obtained the permit under Article 7 paragraph 1 of the Plant Quarantine Law.

In case the following articles are shipped, two of this certificate shall without fail be attached to each container thereof.

Item: ○○○○

Quantity: ○○○○

Name and Address of the person who obtained the permit: ○○○○

Name and Address of the shipper: ○○○○

Remarks: 1. The import is permitted only during the period from ○○○ to ○○○.

2. The package shall be shipped by the Plant Protection Station stated on the reverse to the consignee after the inspection by the said Station.

MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES

(裏)

**DESTINATION : ○○○○ SUB-STATION
BRANCH
○○○ PLANT PROTECTION STATION
MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES, JAPAN.**

あて先: ○○○○○○○○○

支所
植物防疫所 出張所

Remark: The content of this package is a designated import - prohibited article under the Plant Quarantine Law. Therefore, it is requested to send the package to the Plant Protection Station stated above.

注意: この包装物は、植物防疫法に定める輸入禁止品ですから、上記の植物防疫所あてで送付願います。

1. 輸入許可証票の大きさは縦8cm横16cmです。
2. 輸入許可証票は、輸入荷口1梱当たり2枚発給されます。輸入時に容器包装の外装の見やすい場所に1枚は表(白)、もう1枚は裏(黄)がよく見えるように剥がれないよう貼付して下さい(右写真参照)。
3. 裏面に記載された植物防疫所気付として輸入して下さい。
4. 輸入許可証票が貼付されてないときは、輸入が認められません。

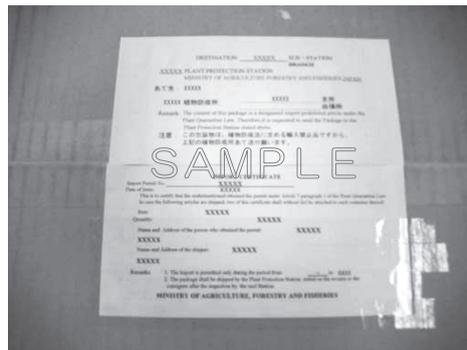


図-4 輸入許可証票について



図-5 輸入認可証印

(iv) 植物防疫所気付で発送された輸入禁止品が植物防疫所に到着すると、植物防疫官が許可された品名、数量に相違ないか、容器包装の状態等の検査を行う。輸入許可条件に合致する場合には輸入を認可し、外装に「輸入認可証印(図-5)」を押印するか、または輸入認可証明書を交付する。輸入が認可された輸入禁止品は、輸入者に直接手渡されるか、あらかじめ希望した輸送方法で送付されることになる(運送料は輸入者の負担となる)。

(v) 申請者から輸入許可条件の変更の申請があった場合、理由が正当で、かつ、やむ得ないものと認められるときは、条件を変更することがある。

(vi) なお、国際郵便または貨物で輸入された場合であって、(iv)の植物輸入認可証印が外装に押されておらず、輸入認可証明書も添付されていない場合には、適切な手続を経ずに手元に荷口が届けられた可能性が高いので、開封せずに最寄りの植物防疫所に連絡いただきたい。

3) 検査不要品の場合

試験研究用試料が検査不要品の場合には、植物検疫に係る手続は不要である。ただし試験研究用試料に付随して輸入されるものが輸入検査品または輸入禁止品である場合には、それぞれに応じた上述の手続が必要となる。

試験研究用試料を輸入しようとする場合、これに付随して輸入されるものについておろそかになりがちなので、注意いただきたい。

(2) 輸出手続き

試験研究用試料を輸出する場合には、相手国が要求する植物検疫条件を満たし、相手国が侵入を懸念する有害動植物がまん延するおそれがないかについて検査を実施している。これにはまずは相手国の検疫条件を確認する必要があるため、輸出したい試料と輸出先国が決定した際には植物防疫所に問い合わせいただきたい。

II 動物検疫

1 動物検疫の概要

動物検疫に関しては、農林水産省動物検疫所が、海外から輸入される動物・畜産物等を介して、我が国へ家畜の伝染性疾病が侵入することを防ぐため「輸入検査」を実施し、また諸外国へ家畜の伝染性疾病がまん延することを防ぐため、「輸出検査」を実施している。

動物検疫の対象は、偶蹄類の動物、馬、鶏等の家畜、犬、兎、蜜蜂、これらの動物由来の骨、肉、卵、皮、毛等の畜産物並びに穀物のわらおよび飼料用の乾草である。(以下「指定検疫物」という。)

(1) 輸入検査

量の多少や商用・個人用等の用途を問わず、貨物、携帯品、郵便物で輸入されるすべての指定検疫物が検査の対象となっている。検査は、空港内や港湾地域の家畜防疫官による指定を受けた冷蔵庫、コンテナターミナル等で行っている。

(2) 輸出検査

日本から輸出される動物・畜産物について、家畜の伝染性疾病を広げるおそれがないかについて検査している。

2 試験研究用試料の取り扱い

家畜の伝染性疾病の病原体および指定検疫物は、輸入検査の手続が必要となる。

家畜の伝染性疾病の病原体のうち、監視伝染病の病原体等(家畜伝染病予防法に規定する監視伝染病および家畜の伝染性疾病の病原体であって既に知られているもの以外のもの)(<http://www.maff.go.jp/aqs/hou/41.html>, <http://www.maff.go.jp/aqs/hou/42.html>), 牛疫, 口蹄疫, アフリカ豚コレラが発生している地域からの偶蹄類動物(野生動物も含む)の動物, 肉, 臓器および穀物のわら・乾草等は, 輸入禁止品となる。

家畜の伝染性疾病の病原体であって既に知られているもののうち監視伝染病等以外のもの(以下「届出病原体」という。)

(<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/88.html#todokede>)については、あらかじめ、輸入しようとする病原体の名称、輸入の時期、場所等を農林水産大臣に届け出ることとされている(図-6, 図-7)。

(1) 輸入禁止品の輸入手続

輸入禁止品は、試験研究目的やその他特別な事由がある場合に限り、農林水産大臣の輸入許可証明書を取得したうえで、輸入することができる。

農林水産大臣の輸入許可を得るためには以下の手続が必要になる。詳細については、「家畜伝染病予防法第36

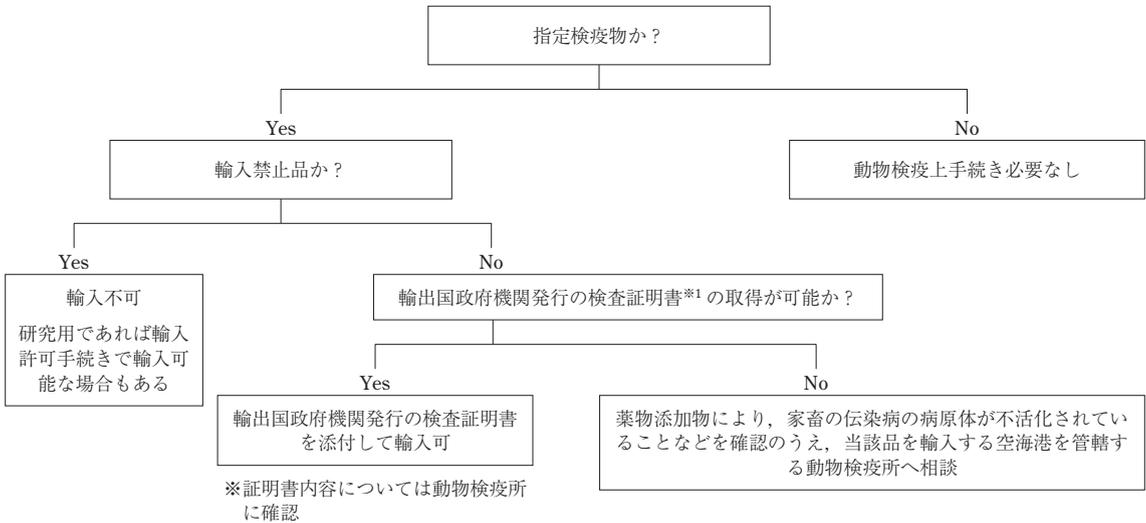


図-6 検査材料等の畜産物の輸入について

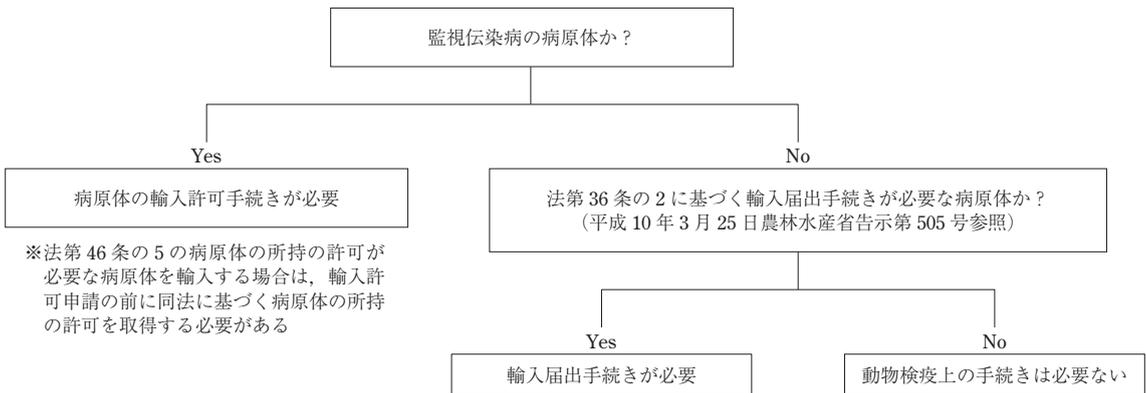


図-7 家畜の伝染性疾患の病原体の輸入について

条第1項ただし書きに基づく病原体等の輸入許可手続き実施要領」(平成21年2月23日20動検第1067号,平成24年10月9日24動検第589号一部改正, <http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/pdf/byogentaiyoryo.pdf>)を参照いただきたい。

- 1) 輸入禁止品の輸入許可を希望する場合は、「禁止品輸入許可申請書」,「試験研究計画書」,輸入する病原体等の管理場所の「実験室平面図(動物実験を実施する場合は当該場所を含む)」,「周辺地図」,その他の必要資料を各1部作成のうえ、動物検疫所企画管理部(〒235-0008 神奈川県横浜市磯子区原町11の1)まで提出する。
- 2) 動物検疫所が輸入目的、管理場所、輸送方法等を確認したうえで、審査の結果、輸入を許可して差し支えないと認めた場合には、「輸入許可証明書」および「輸入

許可指令書」が申請者(輸入者)に交付される。

- 3) 輸入許可証明書の交付を受けた者は、交付された「輸入許可証明書」を現物に添付のうえ輸入し、家畜防疫官による輸入検査を受けなければならない。
- 4) 家畜防疫官が輸入許可指令書に記載された条件についての違反の有無、容器包装の破損の有無等の検査後、輸入して差し支えないと判断された場合には、輸入者に対して輸送方法などの留意事項が記載された指示書が手交される。また、輸入者は、「検査済」印を押印された輸入検査申請書の写しが手交される。
- 5) 輸入者は、病原体等が管理場所に到着後、速やかに内容および破損の有無を確認するとともに、動物検疫所に報告する。また、内容が許可を受けたものと異なる場合は、家畜防疫官の指示があるまでの間、それ以上開封

することなく許可申請書に添付した試験研究計画書に記載した方法により保管し、試験研究などに用いてはならない。

なお、病原体などの運送に用いられた容器および包装は、当該病原体などの保管場所に到着後、速やかに焼却する。

(2) 届出病原体の輸入手続

届出病原体を輸入する場合、事前に以下の手続を行う必要がある。

- 1) 輸入者は、事前に「家畜の伝染性疾患の病原体の輸入に関する届出書」を最寄の動物検疫所に提出する。
- 2) 家畜防疫官は、提出された書類を審査後、輸入が適当と認められた場合には、届出者に対し「家畜の伝染性疾患の病原体の輸入に関する届出確認書」（以下「確認書」という。）を交付する。
- 3) 届出病原体の輸入時、確認書は税関検査時に必要となるため、確認書を当該病原体に添付し輸入するか、通関時に税関に提示する。

(3) 輸出手続

輸入国政府がその輸入にあたり、輸出国の検査証明書を必要としないならば輸出検査を受ける必要はない。検査証明書が必要ならば、あらかじめ動物検疫所へ問い合わせさせていただきたい。

おわりに

試験研究用試料の輸入手続について述べてきたが、適

切な輸入手続を経て輸入されない場合には、罰則*が科される場合がある。

また、当該試験研究用試料が廃棄されるだけではなく、当該試料を用いて行った試験研究が公表できなくなるような事態も起こっている。さらに過去の事例では、所属する試験研究機関による不正事例の公表や本人への処分が科せられた事例もある。

このような事態を避けるためにも、試験研究用試料を輸入する際には、是非お気軽にお近くの植物防疫所又は動物検疫所にご照会いただくようお願いしたい。

* 植物防疫法第 39 条

輸入検査を受けなかった場合（第 8 条違反）、輸入禁止品の輸入許可条件に違反した場合（第 7 条第 3 項違反）には、3 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

家畜伝染病予防法第 63 条

輸入検査を受けなかった場合（第 40 条違反）、輸入禁止品の輸入許可条件に違反した場合（第 36 条第 3 項違反）には、3 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

植物防疫所ホームページ：<http://www.maff.go.jp/pps/>

動物検疫所ホームページ：<http://www.maff.go.jp/aqs/>